

おだがいさま

odagaisama

第 26 号
平成 22 年
1 月 15 日発行



気軽に!無理なく!自由に!楽しく!
藤島新町『お茶のみサロン』



藤島地域の新町町内会では、「高齢者同士の情報交換・仲間づくりのための交流」と「町内会における防災・災害時等の対応と役割」を目的に『新町お茶のみサロン』を立ち上げました。

月1回、新町公民館を会場に健康相談や講話、軽スポーツなどを行っています。

12月17日(木)は、町内会の輪投げ普及員3名が中心となり、「公式フナゲの講習会」が開催され、14名の方々が頭と体を使いながら“笑顔のつどい”を楽しんでいました。

手話通訳・要約筆記について(P2~3)

会長 年頭のごあいさつ(P3)

情報掲示板(P4)

知りたい!

手話通訳・要約筆記について



第3回
つるおかみまつり

ステージ発表では、手話サークルの方々が手話で歌を披露しました。

昨年10月4日、鶴岡市ゆうあいプラザかたぐるまを会場に「第3回つるおかみまつり」が開催されました。「みみまつり」は聴覚障がい者の方々同士の交流を目的に開催されてきましたが、3回目となる今回は障がい者を支え、ともに歩む手話通訳や要約筆記関係者の方々と親睦を深める交流会となりました。当日は、パソコン要約筆記のデモンストレーションやステージ発表などで大いに盛り上がりしました。

今回は、聴覚障がい者の方がコミュニケーションや情報を得る際に重要な役割を果たしている「手話通訳」と「要約筆記」について紹介します。

筆談



▲ノートや筆談ボードなどに文字を書いて意思疎通を図ります。筆談ボードが設置されている店舗や公共機関等が増えています。



パソコン要約筆記

▲複数台のパソコンをLANでつなぎ、3～4人で交代して文字を入力し、専用ソフトを介してスクリーンに映し出します。

要約筆記 聴覚障がい者や音声・言語の機能障がい者に対し、要約筆記奉仕員などが会話や講演の際に話の内容を文字にして伝えます。要約筆記には主に筆談要約筆記、パソコン要約筆記、手書き要約筆記の3種類があり、手話を使わない中途障がい者や難聴者が多く利用しています。

手話通訳



▲講演などの際は、ステージ脇に手話奉仕員が立ち、手話通訳を行います。

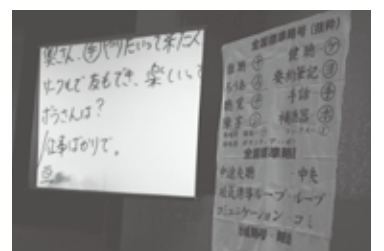
手話通訳 聴覚障がい者や音声・言語の機能障がい者に対して、手話通訳者や手話奉仕員らが会話や講演の内容について、手話から話し言葉、または話し言葉から手話に置き換え双方に伝えます。

手話通訳・要約筆記とは…?

手書き要約筆記



要約筆記サークル「ばんけの会」さん



▲OHPを使って、手書の原稿をスクリーンに映し出します。

手話通訳・要約筆記を利用するには…?

鶴岡市手話奉仕員・要約筆記奉仕員派遣事業

鶴岡市では、市内に住んでいる聴覚障がい者や市内で聴覚障がい者との意思伝達を必要とする人・団体などを対象に、無料で手話奉仕員や要約筆記奉仕員の派遣を行っています。

内容 ①公的機関における申請相談等②医療機関における診療検査等③就職の手続き④講演会等で聴覚障がい者等の参加が予想される場合

利用時間 午前九時～午後五時まで
(一回あたり四時間以内、一週間あたり二回以内)

申請方法 派遣希望日の七日前までに「鶴岡市手話奉仕員等派遣申請書」を鶴岡市役所福祉課へ提出してください。なお、鶴岡市障害者生活支援センター(鶴岡市ゆうあいプラザ内)でも申請代行をしています。

鶴岡市手話通訳者設置事業

「手話通訳者」とは、県で実施する手話通訳者養成研修事業において手話通訳者として登録された方で、鶴岡市社協では市の委託を受け、鶴岡市障害者生活支援センターに「手話通訳者」

一名を配置しています。聴覚障がい者などへ手話通訳サービスを行うとともに、手話奉仕員への支援や、手話通訳制度に関する情報提供、聴覚障がい者ご本人やご家族からのさまざまな相談などにも応じています。

手話奉仕員になるには…？

鶴岡市障害者生活支援センターでは、市から委託を受け、「鶴岡市手話奉仕員養成講座」を開講しています。聴覚障がい者等の福祉に理解と熱意のある人を対象に、日常会話に必要な手話や聴覚障がいとは何かを学んだ上で、手話でコミュニケーション可能な人材の育成を行っています。手話で挨拶や自己紹介ができる力を習得する「入門課程」と、入門課程修了者を対象に特定の聴覚障がい者とならば手話で日常会話ができる力を習得する「基礎課程」があります。基礎課程修了者のうち、手話奉仕員にふさわしいと市が認めた場合は要請に応じて派遣されます。

手話奉仕員養成講座



▲隔年で各課程の講座を開講し、各講座とも約半年間かけて手話を学びます。

定の聴覚障がい者とならば手話で日常会話ができる力を習得する「基礎課程」があります。基礎課程修了者のうち、手話奉仕員にふさわしいと市が認めた場合は要請に応じて派遣されます。

手話通訳・要約筆記などに関するご相談は

鶴岡市障害者生活支援センターへ

鶴岡市ほなみ町3-2（鶴岡市ゆうあいプラザ内）

☎（28）3136

Fax（29）2294

利用者の声

手話通訳や要約筆記を利用されている
庄司 典子さんからお話を伺いました。



相談員の話した内容を手話通訳者が庄司さんへ手話で伝えています。

利用しての感想は？

「講演会や会議などでは、どうしても聞き取りにくい場合が多く、聴覚障がい者にとって手話通訳や要約筆記はなくてはならないものとなっています。通訳があることで他の人と同時に笑ったりできるのは嬉しいことです。育った環境で、手話の方が理解しやすい人もいれば文字の方が理解しやすい人もいますので、両方あると個々人の選択肢が広がってありがたいです。」

今後望んでいることは？

「病院などについても通訳できる人がいて、気兼ねなく受診できるようになれば良いと思います。障がい者も一般の人も制度のこともっと知ってもらって、手話通訳などがあることが自然なこととして受け止められ、どんな人にとっても障がいや自分の弱さを隠さずにいられる世の中になればと願っています。」



年頭のごあいさつ

「新しい年の

幕開けにあたって」

会長 富樫 毅

新年明けましておめでとうございます。

市民の皆様には輝かしい新年をお迎えのことと存じます。本年三月には鶴岡市が旧荘内病院の近くに建設中の「鶴岡市総合保健福祉センター」（愛称…にこふる）が完成いたします。そこに市社協の本部事務局、ボランティアセンター並びに障害者支援センターが移転いたします。行政との連携を更に強め、より市民の皆様が身近な社協として使命を果たして参ります。これからの地域社会はコミュニティをベースにした住民参加型の福祉社会が求められております。この実現に向けて本年、鶴岡市の地域福祉計画の策定と併せて、本社協の指針となる地域福祉活動計画を策定いたします。地域福祉の展開の仕方は住民主体を貫くとともに、地域の生活課題に対応するため新たな支え合いのネットワークづくりを進め、尚一層顔の見える住民参加型の地域福祉の充実に努めて参ります。

更に、介護保険施設、障害者福祉サービス事業所、児童福祉施設についても利用者本位を徹底し、専門性を高めサービスの向上に努めて参ります。地域包括支援センターについても専門性を高め、高齢者が気軽に相談できる総合相談センターを目指していきます。いづれにいたしましても、「確かな技術」に裏打ちされた「情熱」がないところは、魅力ある職場にならないとの思いを胸に役職員一同精進して参ります。また、市社協が基本理念として掲げております「おだがいさま」の聲が飛びかう笑顔あふれるまちを目指して参ります。

市民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

i 情報掲示板

CAP(キャップ)研修会のご案内

- 日時 平成22年1月23日(土) 午前9時30分～11時30分
- 場所 櫛引公民館2階(研修室)
- 講師 CAP庄内
- 内容 ～CAP保護者向けワークショップ～
CAP(=子どもへの暴力防止プログラム)を通して、子どもの安全・安心のためにできることを一緒に考えます。
- 対象 どなたでもご参加できます
- 参加料 無料
- 申込み/問合せ くしびき子育て支援センター ☎57-5080

鶴岡地区福祉バス抽選会 (4月～6月分)事前申請受付

鶴岡地区福祉バス抽選会(4月～6月分)のための事前申請を次の日程で行います。

- 申請期間 平成22年2月1日(月)～2月19日(金)まで
※1団体1回の抽選ができます。
- 提出先/問合せ 申請書は鶴岡福祉センターに準備しております。 ☎24-0053

生活福祉資金貸付制度

生活の安定のためや、一時的な資金が必要な世帯に対し、一定の要件のもと、資金の貸付と生活支援を行っています。

【資金の種類】

(1)総合支援資金

失業等により日常生活全般に困難を抱えている世帯に対して、生活の立て直しのための生活費及び一時的に必要なとなる費用を貸し付けます。(失業給付、生活保護、公的年金等を受給中の方は貸付けの対象となりません)

(2)福祉資金

①福祉費

低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯に対して、日常生活を送るうえで一時的に必要な費用を貸し付けます。(例:転居費、入院・通院費用など)

②緊急小口資金

緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった場合に少額の生活費を貸し付けます。

(3)教育支援資金

低所得者世帯に対し、高校・短大・大学・専門学校へ就学するために必要な経費を貸し付けます。

- 問合せ 社会福祉協議会各福祉センターまで

ご寄付ありがとうございました

みなさまのご厚志に心より御礼申し上げます。
(平成21年10月21日から平成21年12月20日までのご寄付を掲載しています)

★一般社会福祉事業へ

◎鶴岡福祉センター

庄内なつメロ会 様	100,000円
鶴岡カラオケ友の会 様	30,000円
佐々木 すみれ 様	5,000円
鶴岡ホーム給食協同組合 様	
サージカルマスク2,000枚	
鶴岡市立荘内看護専門学校 看学祭 様	5,000円
真如苑山形支部 様	300,000円
榊荘内日報社 様	100,000円
鶴岡東高校生徒会 様	車いす1台
チェンミン二胡ライブコンサート 坂東清一 様	20,000円

◎藤島福祉センター

曹洞宗山形県第三宗務所 様	50,000円
藤島民謡会 様	20,000円
藤島地域婦人会 様	5,000円

◎羽黒福祉センター

田川建設労働組合羽黒支部 様	7,800円
----------------	--------

◎櫛引福祉センター

櫛引白鳥を愛する会 様	116,019円
-------------	----------

◎朝日福祉センター

匿名 様	7,808円
田川建設労働組合朝日分会 様	10,500円

◎温海福祉センター

本間新之丞 様	100,000円
---------	----------

★地域福祉センターなえづへ

鶴岡「小さな親切の会」 様	車いす1台
---------------	-------

★鶴岡市ゆうあいプラザへ

成澤農園 様	柿2箱
--------	-----

★高齢者福祉センターおおやまへ

匿名 滝平二郎作品集15巻、完結記念きりえ四季の花	
稲泉 美子 様	60,000円
丸山 春美 様	30,000円

★デイサービスセンターおおやまへ

鶴岡「小さな親切の会」 様	車いす1台
---------------	-------

★大山児童館へ

放課後児童クラブ「はらっぱ」保護者会 様	
加湿器3台・炊飯器1台	

★櫛引すこやかセンターへ

榊産直あぐり 様	
柿ジュース122本、ぶどうジュース24本、りんごジュース94本	

★くしびきデイサービスへ

佐藤玄祐 様	著書「歯がみして生きて」
	C D「櫛引昔ばなし」

★特別指定寄付

小規模作業所はんどめいど糸蔵案へ

榊ニシカワ 様	26,470円
---------	---------

★特別指定寄付

さくらが丘、もみじが丘、作業所月山へ

庄内ヤクルト販売(株) 様	150,000円
---------------	----------

「10年目にして思う」

「手話は聴覚障がい者のコミュニケーションの手段の一つだ。安易に手話の歌はできない」と言った私に、「いいじゃないの。それで手話が広がれば。もっと頭を柔らかくしていいよ」と共に活動している聴覚障がい者は言う。当事者がそう言うのならそれでもいいか...と思った。

でも。でも待てよ。健聴者のわたしはそう言って手話歌を広めていいのか...。

音のない世界にいる人にとって歌はつまらないという人が多い。もちろん手話歌を楽しんでいる人もいます。

考える。頭を柔らかくして考える。

やはり、共に歩いてこそ、共に動いてこそ、手話が一人歩きしないように...。

今の私はそう思う。
(手話通訳者k)

「ほっと」コラム

おだがいさま

第26号
平成22年1月15日発行
発行部数 49,300部

編集・発行
社会福祉法人 鶴岡市社会福祉協議会
鶴岡市西新斎町14-26
TEL 24-0053 FAX 23-9110
ホームページ <http://www.shk01.jp/>

藤島福祉センター TEL 64-3100
羽黒福祉センター TEL 62-4534
櫛引福祉センター TEL 57-5300
朝日福祉センター TEL 53-2795
温海福祉センター TEL 43-3266

この広報誌は、赤い羽根共同募金の配分を受けて発行しています。